

通学機関の確保に要する費用(スクールバス配設)の補償例

事例の概要

本事例は、一級河川最上川水系寒河江ダム建設工事の施行に伴って生じた既存公共施設等に対する補償の一つである。

寒河江ダム貯水池予定地に存する、山形県西村山郡西川町大字月山沢地内の、町立月山沢小中学校は昭和50年度で廃校となり、同校に通学していた残存部落、志津、大平地区の児童生徒は他校に編入されたことにより、昭和51年度において通学距離の増大が生じたことから、この損失に対して通学機関の確保に要する費用(スクールバス配設)の補償を行ったものである。

同小中学校は、明治18年同町立本道寺学校の月山沢分校として開校して以来、90年の校史をもって廃校となったが、当該地区は降雪量が多く、部落が広範囲に散在しているため、1常設分校、3冬期分校を置き児童・生徒は自然条件を克服しながら通学していたものである。

補償の対象となった志津及び大平地区の児童・生徒は14名(小学生9名、中学生5名)で、中学生は4月から10月までの夏期7ヵ月間は通常通学し、冬期は学校に併設の寄宿舎に入寮して週末毎に帰宅し、また小学生については常設志津分校で学び、夏期7ヵ月間は本校年徒との教育レベルは正の目的から週1回の合同学習授業を行うという実情であった。

月山沢小中学校の廃校により、教育行政の当事者である西川町は志津、大平地区の児童、生徒の処遇について検討の結果、残存生徒数に相応する単独の創立は管理運営の面で無理があるうえ、また、生徒数が過少であり教育的見地から、単に施設の拡充等の物理的な救済のみでは適切でないとして、常設志津分校はダムサイト下流に存する町立本道寺小学校の常設分校として、中学生は同西部中学校の通学区に編入することとした。

これによって、通学距離は、従前の6.5kmに対して小学生は12.0km、中学生は16.0kmとなり、それぞれ5.5km、9.5kmの通学距離の増大が生ずることとなったものである。

機能回復及び補償の方法

従来通学していた月山沢小中学校までの通学距離と比較して、大幅に増大することとなり児童生徒の通学距離としては、受忍の範囲を越えるものであると判断し、公共補償基準に基づき既存公共施設等が供していた機能の回復を図ろうとしたものである。

児童、生徒の通学負担を軽減するためには通学機関を確保することが適切であると考え、その最少限度の費用を金銭の渡し切りで補償することとし、期間は地域開発等の実情を勘案して15年の有限とした。

補償の方法

A案:一般定期バスは現在の運行体制では利用出来ないため、増発させることとした場合のその増加経費相当額

B案:バスを購入して、西川町が自主管理運行させるための費用相当額が考えられた。

両案について検討した結果、A案は現在においても一般利用客が少なく、増発が可能としても民間の企業採算上一般利用の乗車賃相当の増加経費のみでは足りず、増発するための経費を負担せざるを得ないということから経済的にも合理的でないとし、B案を採用した。なお、B案で直接バスを購入しないで借上げする方法もあるが、地域の実情に合わないので考慮しなかったものである。

Ⅲ 補償額の算定

補償額の算定にあたっては、西川町が自主運行管理するために必要な通常妥当と認められるものの

費用を積算した。バス運行に要する直接的な費用と、附属施設として車庫の建設に要する費用であり算定内容は次のとおりである。

<算定額の内訳と補償額>

バス購入費2,522,105円

人件費8,947,310円

燃料費1,596,176円

維持管理費2,785,344円

車庫建設費856,472円

(計) 16,734,407円

補償額16,734,000円

(1)バス購入費

$$S = A + (A - A' \left\{ \frac{1}{(1+r)^n} + n \right\} - A' \frac{1}{(1+r)^{3n}})$$

耐用年数5年のものを、3回購入し残存価格分は、買替のときに資金に充当して3回目のそれは控除する。

A……バス購入価格

生徒数から15人乗りマイクロバスを採用、価格は、当該地域メーカー付属品含む店頭渡し価格。

A' ……残価Aの10%

r……利子率6%

n……耐用年数法定年数5年

(2)人件費

$$S = A \frac{1 - \frac{1}{(1+r)^n}}{r}$$

15年の年金複利現価額

A……人件費年額

夏期と冬期に分け、夏期は就業可能日数に対する稼働日数の比率から、冬期については稼働時間数から国家公務員給与規程額を準用

r……利子率6%

n……期間 15年

(3)燃料費

算式は(2)と同じ。

A……燃料費年額

年間走行距離から消費数量を算出、価格は当該地域の店頭渡し価格

r・n……(2)と同じ。

(4)維持管理費

算式は(2)と同じ。

A……維持管理費年額

維持修理費，機械管理費等を管内建設機械損料算定表により算出した。

(5)車庫建設費

$$S = A - \left[A - \frac{(A - A') \times n}{N} \right] \frac{1}{(1+r)^n}$$

新築費から15年後の残存価値相当額(定額法による。)を控除する。

A……車庫建設費

車庫新築費，電灯設備費，給水設備費を寒河江ダム一般補償基準により算出。

A' ……残価Aの10%

r・n……(2)と同じ。

N……耐用年数法定年数30年

おわりに

本事業の補償方針では，公共補償として取扱うにも明確な該当条文がなく，補償額の算定においても苦勞した部分が多かった。既存公共施設の月山沢小中学校は，水没した大字砂子関，月山沢，ニッ掛の3部落を主な通学区としていたが，水没者の多くは山形市，寒河江市，天童市そして西川町下流部などへ分散して生活再建を図ったため，廃校せざるを得なくなってしまったものである。従前の施設等が供した機能の一部を基準に基づき回復補償したという特殊なケースである。

なお，既存施設に対しては，財産価値補償(=施設等の現在価格+解体撤去に要する費用-発生材価格)を行っている。